

○市立函館保健所来庁者駐車場管理規則

平成17年11月16日

規則第96号

(趣旨)

第1条 この規則は、市立函館保健所使用料及び手数料条例（昭和23年函館市条例第75号。以下「条例」という。）第3条第2項の規定に基づき、市立函館保健所の来庁者駐車場の使用料の徴収方法および管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車場に駐車できる自動車の範囲)

第2条 来庁者駐車場（以下「駐車場」という。）に駐車することができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車ならびに小型自動車および軽自動車（側車付二輪自動車以外の二輪自動車を除く。）で、長さが5メートル以下であり、かつ、幅が1.9メートル以下であるものとする。

(供用時間)

第3条 駐車場の供用時間は、午前7時から翌日の午前2時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。

(供用の休止)

第4条 市長は、災害その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部または一部の供用を休止することができる。

(駐車場の使用許可)

第5条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、別記様式の駐車券を交付する。

(使用許可の制限)

第6条 市長は、駐車場の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可をしないものとする。

(1) 月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる日、1月2日、1月3日および12月29日から12月31日までの日を除く。）の午前8時15分から午後5時30分までの間において、市立函館保健所、函館市総合保健センター、函館市夜間急病センターまたは函館市中央図書館における用務のため以外の目的で自動車を駐車しようとするとき。

(2) 発火性もしくは引火性の物品、爆発のおそれのある物品または著しく悪臭を発生している物品を積載している自動車を駐車しようとするとき。

(3) 駐車場の施設を汚損し、またはき損するおそれがあると認められるとき。

(4) その他駐車場の管理に支障があると認められるとき。

(使用料の納付)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、駐車場から自動車を退場させる際に同条第2項の規定により交付を受けた駐車券を提出し、条例別表第2に定める駐車場使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

(使用料の減免等)

第8条 条例第6条第2項の市長が必要があると認める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 災害等の発生により、国または他の地方公共団体の職員が緊急を要する公務のため駐車場を使用する場合その他これに準ずる場合

(2) 市から、市が主催し、または共催する会議等への出席等について依頼を受けた者が当該出席等をするために駐車場を使用する場合。ただし、当該者が報酬、謝礼金その他これらに類する金品の支給を受ける場合を除く。

(3) 市立函館保健所、函館市総合保健センター、函館市夜間急病センターまたは函館市中央図書館の業務の遂行上駐車場に入場させる必要がある場合その他これに準ずる場合

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、駐車券を市長に提出し、その旨を申し出なければならない。

(使用者の禁止行為)

第9条 使用者は、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 秩序または風紀を乱すこと。

(2) 他の自動車の駐車を妨げること。

(3) 駐車場の施設を汚損し、またはき損すること。

(4) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのあること。

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者は、駐車場において、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 駐車中は、自動車のエンジンを停止し、窓、扉等が開かないようにすること。

(2) 積載物等の盗難を防止する措置をすること。

(3) 10キロメートル毎時を超える速度で自動車を運転しないこと。

(4) その他駐車場の係員の指示に従うこと。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、駐車場の管理上必要があると認める場合または使用者の行為が次の各号の

いずれかに該当する場合は、第5条第1項の許可を取り消し、駐車場からの自動車の退場を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により第5条第1項の許可を受けたとき。

(2) 第5条第1項の許可を受けた後において、第6条各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(3) 第9条または前条の規定に違反したとき。

(駐車場の施設の汚損等の届出義務)

第12条 駐車場の施設または駐車場に駐車させている他の自動車を汚損し、き損し、または滅失した者は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(駐車場の施設の損害賠償)

第13条 駐車場の施設を汚損し、き損し、または滅失した者は、損傷した施設を原状に回復し、または市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(駐車場内における損害についての責任)

第14条 駐車場内における次に掲げる損害について、市は、一切その責めを負わない。

(1) 自動車の事故、盗難等による損害

(2) その他天災事変または不可抗力による損害

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年11月27日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日規則第32号) 抄

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月25日規則第82号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月8日規則第42号)

この規則は、平成23年9月18日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日規則第9号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月13日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第5条関係）

別記様式（第5条関係）

（表）

駐 車 券	
市立函館保健所来庁者駐車場	
入場日時	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                 投入 方向             </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 80%;">                 証 印             </div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 80%;">                 施設使用者の方は、2時間まで無料です。             </div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 80%;">                 施設使用者の方は、受付窓口で証印を受けてください。             </div>

（裏）

駐車料金の御案内	
駐車場の料金は、次のとおりです。	
施設使用者	2時間までは、無料とし、2時間を超えた後30分までごとに100円。ただし、各種検診等事業の都合により2時間を超えた場合については、無料とする。
施設使用者以外	2時間までは、200円とし、2時間を超えた後30分までごとに100円
午前2時までに退場しなかった場合における当該時刻から午前7時まで	1,000円
<p style="text-align: center;">注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●この券は、退場の際に機械に読み取らせるので、折り曲げたり、破損したり、紛失したりしないでください。</li> <li>●当駐車場における事故、盗難等については、一切責任を負いません。</li> <li>●車は、黄色線内に駐車させ、必ず鍵を掛けてください。</li> </ul>	